明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○自動車輸送統計調査規則の一部を改正する省令（国土交通四四）　一
〔告　示〕
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三六〇）　一
○自動車輸送統計調査票の様式の一部を改正する件（国土交通九五一）　四
〔公　告〕
諸事項　四
官庁
製造たばこ小売定価関係　四
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局平成二十一事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社高速道路工事開始変更、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会公示送達・裁決取消訴訟の判決確定関係　五
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　七

省　令

○国土交通省令第四十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、自動車輸送統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

自動車輸送統計調査規則の一部を改正する省令

自動車輸送統計調査規則（昭和三十五年運輸省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（通則）

第一条　統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定による自動車輸送統計調査（以下「調査」という。）の施行に関しては、この省令の定めるところによる。

第六条を削る。

第五条に見出しとして「（報告）」を付し、同条第一項中「自動車輸送統計調査票」を「調査票」に、「第二条」を「第四条」に、「七日」を「十五日」に、「前条の運輸監理部長又は運輸支局長」を「国土交通大臣」に改め、同条第二項を削り、同条を第七条とする。

第四条中「運輸監理部長又は運輸支局長は、第二条」を「国土交通大臣は、第四条」に改め、「国土交通大臣が」及び「（当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域に使用の本拠を有するものに限る。）」を削り、「自動車輸送統計調査票」の下に「（以下「調査票」という。）」を加え、同条を第六条とする。

第三条第一号中「（貨物自動車に係る調査に限る。）」を削り、同条第四号中「及び事業用自動車以外の貨物自動車」を削り、同条第五号を削り、同条第六号及び第七号中「走行」を「輸送」に改め、同条第六号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を削り、同条第十三号中「品名」を「品目」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十四号を削り、同条第十五号中「及び事業用自動車以外の貨物自動車」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とし、第十八号を第十三号とし、同条を第五条とする。

第二条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の二条を加える。

（調査の目的）

第二条　調査は、自動車による貨物及び人の輸送の実態を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第三条　この省令において「事業用自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の普通自動車、小型自動車（二輪のものを除く。）又は軽自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十五条の二第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第二号において同じ。）（以下「普通自動車等」という。）であつて、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項の自動車運送事業の用に供するもの（被けん引自動車を除く。）をいう。

2　この省令において「貨物自動車」とは、普通自動車等であつて、主として貨物の輸送の用に供するものをいう。ただし、次に掲げる自動車に該当するものを除く。

一　被けん引自動車

二　事業用自動車以外の軽自動車

3　この省令において「旅客自動車」とは、普通自動車等であつて、主として人の輸送の用に供するものをいう。ただし、次に掲げる自動車に該当するものを除く。

一　被けん引自動車

二　事業用自動車以外の自動車

4　この省令において「使用者」とは、自動車検査証の使用者の氏名または名称及び住所の欄に記載されている者（その者が第五条各号に掲げる事項について報告を行うことができない場合にあつては、次条の調査の期間中に当該自動車を使用する者）をいう。

第七条の次に次の二条を加える。

（結果の公表）

第八条　国土交通大臣は、調査票を審査集計した結果を自動車輸送統計月報により、調査月経過後二月以内に公表する。

2　国土交通大臣は、調査票を審査集計した結果に基づき、毎年四月から翌年三月までの期間に係る自動車輸送統計年報を作成し、当該期間終了後六月以内に公表する。

（調査票等の保存）

第九条　国土交通大臣の保存する調査票の保存期間は、二年とする。

2　国土交通大臣の作成した集計表の保存期間は、五年とする。

3　国土交通大臣は、調査票及び集計表を収録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、これを永年保存する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査の期間の末日がこの省令の施行の日前に属する調査については、なお従前の例による。

告　示

○農林水産省告示第千三百六十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年八月二十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第19703号

2　品種登録の年月日　平成22年8月20日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Anthemis tinctoria L.

4　登録品種の名称　チャーム

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　松本正志　長崎県佐世保市針尾東町2999番地

7　出願公表の年月日　平成18年12月18日

1　品種登録の番号　第19704号

2　品種登録の年月日　平成22年8月20日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Callistephus chinensis (L.) Nees

4　登録品種の名称　SAKAST044

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　株式会社サカタのタネ　神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号

7　出願公表の年月日　平成20年2月19日